

山梨県農村地域への産業の導入に関する基本計画<概要>

(農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴う山梨県農村地域工業等導入基本計画の変更)

趣旨

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置及び担い手に対する農地の集積・集約化など、農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的としている。

法改正の概要

農村地域工業等導入促進法（昭和46年制定）が平成29年6月に一部改正、7月施行

【改正の内容】

- (1) 法律名の変更 : 農村地域工業等導入促進法（農工法）から農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）へ
- (2) 対象業種の拡大 : 業種（工業、道路貨物運送業、倉庫業、コンビニ業、卸売業 計5業種）の限定を廃止

計画制度

- 国 : 農村地域への産業の導入に関する**基本方針**の策定(目標年次:平成33年度)
- 県 : 農村地域への産業の導入に関する**基本計画**の策定(")
- 市町村 : 農村地域への産業の導入に関する**実施計画**の策定(作成年度から5年後)

基本計画の構成

- 第1 経済、産業及び雇用の現状とその見通し
- 第2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標
- 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標
- 第4 農村地域への産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- 第5 農村地域への産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針
- 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項
- 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- 第9 その他必要な事項

変更内容

(1) 計画名の変更

山梨県農村地域工業等導入基本計画 → 山梨県農村地域への産業の導入に関する基本計画

(2) 導入すべき産業の業種拡大

< 旧計画対象28業種 >

| | |
|----|-------------------|
| 1 | 食料品製造業 |
| 2 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 3 | 繊維工業 |
| 4 | 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| 5 | 家具・装備品製造業 |
| 6 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 7 | 印刷・同関連業 |
| 8 | 化学工業 |
| 9 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 10 | プラスチック製品製造業 |
| 11 | 窯業・土石製品製造業 |
| 12 | 鉄鋼業 |
| 13 | 非鉄金属製造業 |
| 14 | 金属製品製造業 |
| 15 | はん用機械器具製造業 |
| 16 | 生産用機械器具製造業 |
| 17 | 業務用機械器具製造業 |
| 18 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 19 | 電気機械器具製造業 |
| 20 | 情報通信機械器具製造業 |
| 21 | 輸送用機械器具製造業 |
| 22 | その他の製造業 |
| 23 | 道路貨物運送業 |
| 24 | 倉庫業 |
| 25 | 飲食料品卸売業 |
| 26 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 |
| 27 | 機械器具卸売業 |
| 28 | その他の卸売業 |

< 新計画対象39業種 >

(旧法からの移行28業種 + 新規追加11業種)

| | | |
|------|-----------|------------------------|
| 1~28 | 左記28業種 | |
| 29 | 1 農業 | (例:植物工場での野菜栽培など) |
| 30 | 2 水産養殖業 | (例:陸上養殖など) |
| 31 | 3 総合工事業 | (例:土木工事、建築工事など) |
| 32 | 4 職別工事業 | (例:大工工事、板金工事など) |
| 33 | 5 設備工事業 | (例:電気工事、管工事など) |
| 34 | 6 電気業 | (例:バイオマス発電など 太陽光発電は除く) |
| 35 | 7 情報サービス業 | (例:ソフトウェア業など) |
| 36 | 8 飲食料品小売業 | (例:農産物直売所など) |
| 37 | 9 飲食店 | (例:農家レストランなど) |
| 38 | 10 洗濯業 | (例:クリーニング業など) |
| 39 | 11 機械等修理業 | (例:農業機械の修理など) |

日本標準産業分類の中分類